

平成27年度文部科学省税制改正要望事項

平成26年8月29日
※H26税制改正要望事項

1. 寄附税制の拡充

- | | | |
|--|--------|---------|
| (1) 学校法人への個人寄附に係る税額控除の要件の見直し | 【所得税】 | 拡充
※ |
| (2) 国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の導入 | 【所得税】 | 新設
※ |
| (3) 国立研究開発法人への寄附に係る税制措置
(内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省、環境省との共同要望) | 【所得税等】 | 新設
※ |
| (4) (独)国立美術館、(独)国立文化財機構、(独)日本芸術文
化振興会、(独)国立科学博物館への寄附に係る税制措
置 | 【所得税等】 | 新設
※ |

2. 教育、科学技術イノベーション、スポーツ、文化芸術の振興

- | | | |
|---|-----------|----------|
| (1) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充
(金融庁との共同要望) | 【贈与税】 | 拡充
延長 |
| (2) 試験研究を行った場合の法人税等の特別控除
(経済産業省等との共同要望) | 【法人税等】 | 拡充
延長 |
| (3) ゴルフ場利用税の廃止 | 【ゴルフ場利用税】 | 拡充
※ |
| (4) 公益社団・財団法人が所有・取得する重要無形文化財の
公演のための施設等に係る固定資産税等の特例措置の拡
充 | 【固定資産税等】 | 拡充
延長 |
| (5) 登録有形文化財である家屋の敷地に係る課税標準の特例
措置の拡充 | 【固定資産税等】 | 拡充 |
| (6) PFI法に規定する選定事業者が取得する国立大学の校舎に
係る課税標準の特例措置の延長 | 【固定資産税等】 | 延長 |

3. その他

- | | | |
|-------------------------------|--------|----|
| (1) 独立行政法人の組織見直しに係る税制上の所要の措置等 | 【法人税等】 | 新設 |
|-------------------------------|--------|----|

平成 27 年度 文部科学省税制改正要望事項の概要

1. 寄附税制の拡充

(1) 学校法人への個人寄附に係る税額控除の要件の見直し（拡充）【所得税】

平成 23 年度税制改正により、学校法人（公益社団・財団法人、社会福祉法人等）への個人寄附に係る税額控除制度が導入※された。

これらの法人が税額控除の対象となるためには、寄附実績に関する要件（PST（パブリック・サポート・テスト）要件）等を満たす必要があるが、特に、幼稚園や小・中・高のみを設置するような小規模な法人にとって PST 要件を満たすことは困難であることが明らかになっている。

学校法人はそもそも特に高い公共性を有するものであり、小規模な法人も含めてすべての学校法人が等しく税額控除を活用し、個人からの寄附を一層集めることができるよう、PST 要件を撤廃する。

※所得控除を選択することも可能。

寄附実績に関する要件（PST 要件）

- ① 寄附金収入金額が経常収入金額の 20% 以上
または
- ② 3,000 円以上の寄附者数が年平均 100 人以上



寄附実績に関する要件を不要とする。

参考 1 与党「平成 26 年度税制改正大綱」（平成 25 年 12 月 12 日）（抜粋）

第三 検討事項

- 4 寄附金税制については、これまでの制度拡充の効果等を踏まえ、所得控除による対応を基本としている所得税において税額控除を適用する場合の対象範囲等についての考え方や、控除の選択制の適否を含めた控除方式のあり方等について、主要国の制度も参考にしつつ総合的に検討し、早期に具体的な結論を得る。

参考 2 教育振興基本計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）-第 2 期-（抜粋）

基本施策 2 9 私立学校の振興

【主な取組】

2 9 - 2 多角的な資金調達の促進

各学校法人における確固とした財政基盤の確立のため、税額控除制度等を活用した私立学校への寄附の促進が図られるよう、寄附税制の普及啓発や、先進事例の紹介等を実施するとともに、学校法人が寄附金収入等の民間資金を自主的・積極的に調達するための環境をより一層整備する。また、寄附金に係る税制上の措置の在り方について、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、対象範囲や財源も含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

（２）国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の導入（新設） 【所得税】

平成 23 年度税制改正により、学校法人（公益社団・財団法人、社会福祉法人等）への個人寄附に係る税額控除と所得控除の選択制が導入されたが、国立大学法人等についても、同様の制度を導入する。

【国立大学法人への寄附に対する税制措置】

所得税（現行：所得控除のみ）

（寄附金額－2,000 円）を所得から控除



所得税（要望：所得税と税額控除の選択制）

○ 税額控除（（寄附金額－2,000 円）×40％を所得税額から控除※）と所得控除との選択制の導入

※所得税額の 25％を限度

※減税額（いずれも夫婦と子供 2 人（大学生と高校生）の給与所得者を想定）

年収	1 万円寄附した場合		5 万円寄附した場合	
	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除
700 万円	800 円	3,200 円	4,200 円	19,200 円
1,000 万円	1,600 円	3,200 円	9,600 円	19,200 円
2,000 万円	2,640 円	3,200 円	15,840 円	19,200 円
3,000 万円	3,200 円	3,200 円	19,200 円	19,200 円

参考 1 与党「平成 26 年度税制改正大綱」（平成 25 年 12 月 12 日）（抜粋）

第三 検討事項

- 4 寄附金税制については、これまでの制度拡充の効果等を踏まえ、所得控除による対応を基本としている所得税において税額控除を適用する場合の対象範囲等についての考え方や、控除の選択制の適否を含めた控除方式のあり方等について、主要国の制度も参考にしつつ総合的に検討し、早期に具体的な結論を得る。

参考 2 教育振興基本計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）-第 2 期-（抜粋）

基本施策 2 8 大学等の財政基盤の確立と個性・特色に応じた施設整備

【主な取組】

2 8－1 大学等の財政基盤の確立とメリハリある配分（抄）

寄附金に係る税制上の措置の在り方の検討、寄附金収入等の民間資金導入促進策の検討を行うとともに、寄附制度の普及啓発や先進事例の紹介等、民間資金を自主的・積極的に調達するための環境整備を行う。

（３）国立研究開発法人への寄附に係る税制措置（新設）（内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省、環境省との共同要望） 【所得税等】

国立研究開発法人（※）に対する寄附金について、以下の２点を措置する。

- ① 法人からの寄附に係る指定寄附金化。
- ② 個人からの寄附に係る税額控除と所得控除の選択制の導入。

※ 「国立研究開発法人」とは、平成 27 年 4 月施行の改正独立行政法人通則法（平成 26 年 6 月 13 日法律第 66 号）第 2 条第 3 項に定める法人をいう。

※ 文部科学省所管の国立研究開発法人は、以下のとおり。

- ・国立研究開発法人物質・材料研究機構
- ・国立研究開発法人放射線医学総合研究所
- ・国立研究開発法人理化学研究所
- ・国立研究開発法人海洋研究開発機構
- ・国立研究開発法人防災科学技術研究所
- ・国立研究開発法人科学技術振興機構
- ・国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
- ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

【国立研究開発法人への寄附に対する税制措置】

法人税（現行）

- 試験研究の用に直接供する固定資産の取得のための寄附金であって、1 年を超えない範囲内で財務大臣が定めた期間内に支出されたものは、指定寄附金扱い（寄附金の全額を損金算入）
- その他の事業に対する寄附金については、特定公益増進法人に対する寄附金扱い（上限金額あり※）。

※ $(\text{所得金額} \times 3.125\%) + (\text{資本等の金額} \times 0.1875\%)$

法人税（要望）

- 国立研究開発法人全体に対する寄附金について、指定寄附金化（寄附金の全額を損金算入）

所得税（現行：所得控除のみ）

（寄附金額－2,000 円）を所得から控除

所得税（要望：所得控除と税額控除の選択制）

- 税額控除（（寄附額－2,000 円）×40％を所得税額から控除※）と所得控除との選択制の導入

※所得税額の 25％を限度

参 考 科学技術総合イノベーション総合戦略～未来創造に向けたイノベーションの懸け橋～
(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定) (抜粋)

第 3 章 科学技術イノベーションに適した環境創出

3. 重点的取組

(2) イノベーションシステムを駆動する～分野や組織の枠を超えた共創環境の実現～

①組織の「強み」や地域の特性を生かしたイノベーションハブの形成

・法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。また、法人の事務・事業や収入の特性に応じ、臨時に発生する寄付金や受託収入などの自己収入であってその額が予測できない性質のものについては、運営費交付金の算定において控除対象外とする。加えて、各法人への寄付の促進方策、受託収入の増加など、自己収入に係る検討を進める。

(4) (独)国立美術館、(独)国立文化財機構、(独)日本芸術文化振興会、(独)国立科学博物館への寄附に係る税制措置 (新設) 【所得税等】

(独) 国立美術館、(独) 国立文化財機構、(独) 日本芸術文化振興会、(独) 国立科学博物館 (以下「(独) 国立美術館等」という) に対する寄附金について、以下の 2 点を措置する。

- ① 法人からの寄附に係る指定寄附金化。
- ② 個人からの寄附に係る税額控除と所得控除の選択制の導入。

【(独) 国立美術館等への寄附に対する税制措置】

法人税 (現行)

- 特定公益増進法人に対する寄附金扱い
(上限金額あり※)。

※ (所得金額×3.125%) + (資本等の金額×0.1875%)

法人税 (要望)

- (独) 国立美術館等に対する寄附金について、指定寄附金化 (寄附金の全額を損金算入)

所得税 (現行：所得控除のみ)

(寄附金額－2,000 円) を所得から控除

所得税 (要望：所得控除と税額控除の選択制)

- 税額控除 ((寄附金額－2,000 円) × 40% を所得税額から控除※) と所得控除との選択制の導入

※所得税額の 25%を限度

参考 1 経済財政運営と改革の基本方針 2014 ～デフレから好循環拡大へ～

(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)

2. 経済再生の進展に向けた基本的方向性

第 2 章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題

1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮

(2) 教育再生の実行とスポーツ・文化芸術の振興

(スポーツ・文化芸術の振興)

また、文化芸術立国を目指し、地方公共団体や民間団体等、文化芸術の振興に取り組む様々な主体との適切な連携の下、観光等他の分野との協働や産業振興等の視点も踏まえつつ、「日本遺産 (Japan Heritage)」など魅力ある日本文化の発信、子どもの文化芸術体験機会の確保、国立文化施設の機能強化、文化芸術の担い手の育成、文化財の保存・活用・継承等に取り組む。

3. 魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生

(3) 観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化

(地域活性化)

地域の課題解決や活性化の重要な担い手である N P O やソーシャルビジネス等の育成などを通じて、活力あふれる共助社会づくりを推進するとともに、共助の活動を資金面から支えるよう、関係府省が連携して寄附文化の醸成を推進していく。

参考 2 文化芸術立国中期プラン～2020 年に日本が、「世界の文化芸術の交流のハブ」となる～

(平成 26 年 3 月 文部科学大臣公表)

施策⑧： 民間による支援活動の活性化等

民間（企業、団体、個人等）が文化芸術活動に対して行う支援活動・寄附活動を促進する。

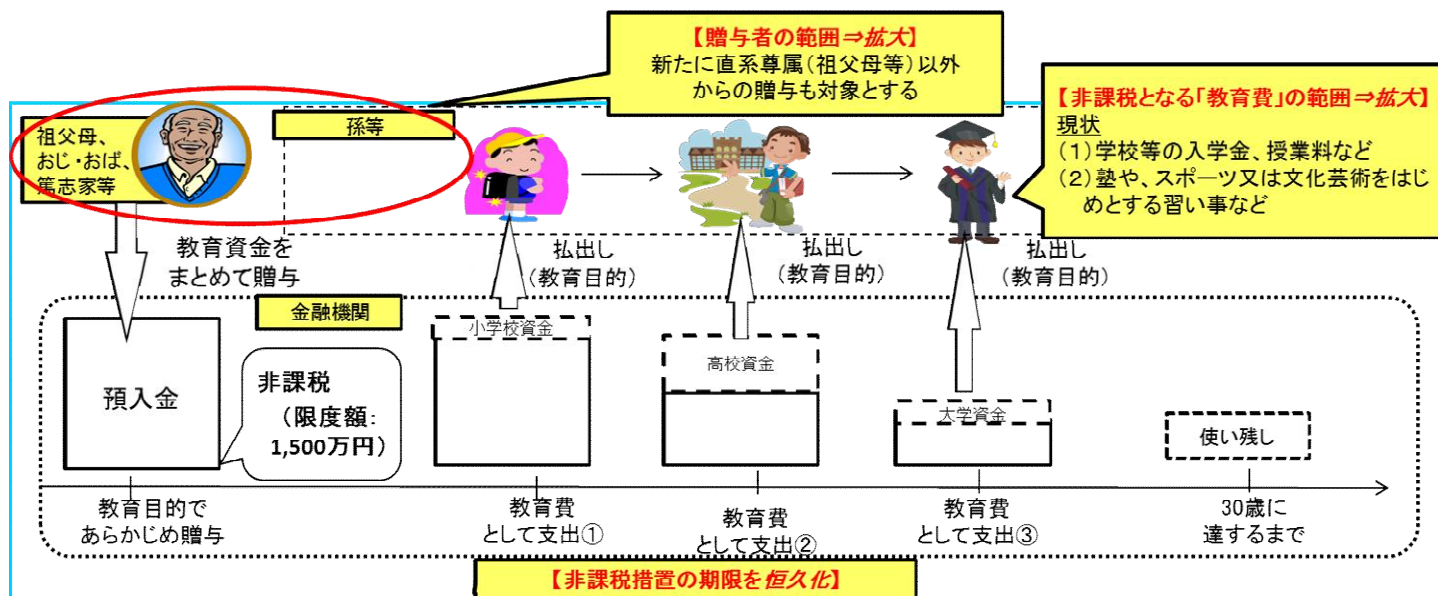
このため、行政（国、地方公共団体等）が、民間による様々な先進事例を集約したり、その発信を行う取組等を推進する。

2. 教育、科学技術イノベーション、スポーツ、文化芸術の振興

(1) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充（金融庁との共同要望） 【贈与税】

祖父母等が孫等に対して教育費として一括贈与した資金に係る平成 27 年 12 月 31 日までの贈与税の非課税措置について、以下の 3 点を措置する。

- ① 非課税措置の恒久化。
- ② 非課税対象範囲の拡大や、口座開設手続等の簡素化を行う。
- ③ 直系尊属（祖父母等）以外から贈与を受けた場合にも贈与税非課税の対象とする。



(2) 試験研究を行った場合の法人税等の特別控除（拡充・延長）（経済産業省等との共同要望） 【法人税等】

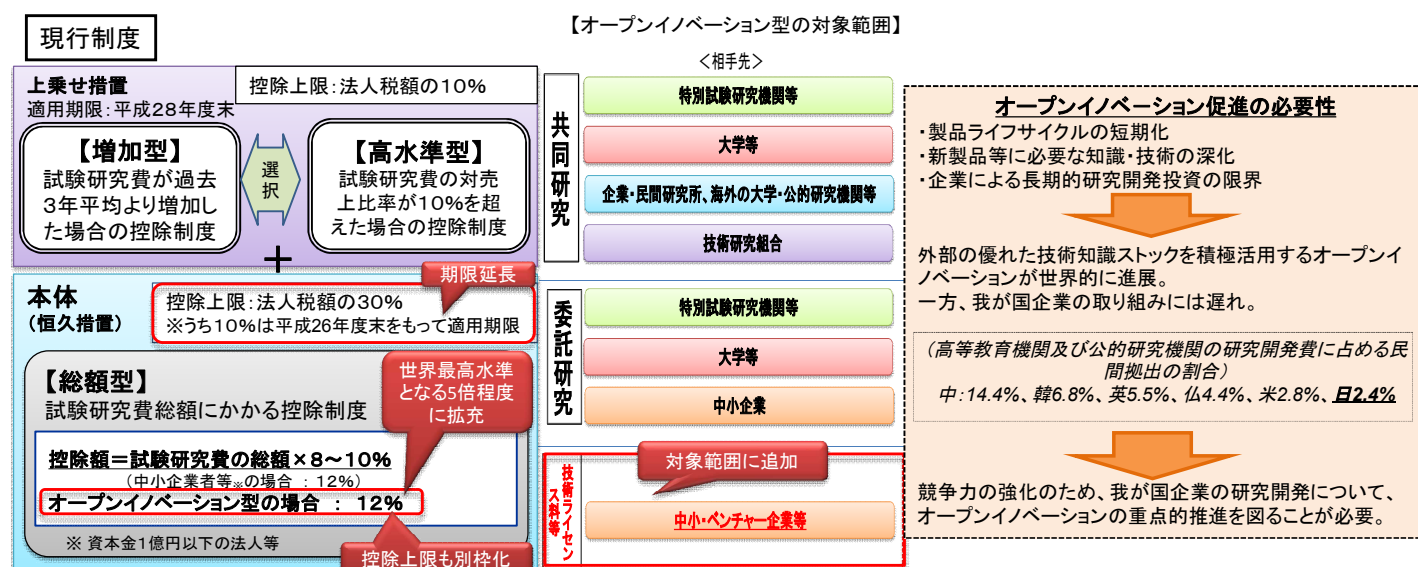
我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保しつつ、オープンイノベーションへの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。

そのため、試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除のうち、

①オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の拡充（恒久措置）

- ・ 控除率（現行 12%）の大幅引き上げ（5 倍程度）
- ・ 控除上限の別枠化（控除上限：法人税額の 10%）
- ・ 特別試験研究費の範囲の拡大（中小・ベンチャー企業等への技術ライセンス料等を対象化）

②総額型の控除上限の引上げ措置の延長（法人税額の 30%）（平成 28 年度まで）を措置する。



参 考 科学技術イノベーション総合戦略 2014 ～未来創造に向けたイノベーションの懸け橋～
(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)

第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出

3. 重点的取組

(3) イノベーションを結実させる～新たな価値を経済・社会に活かすための諸活動の支援～

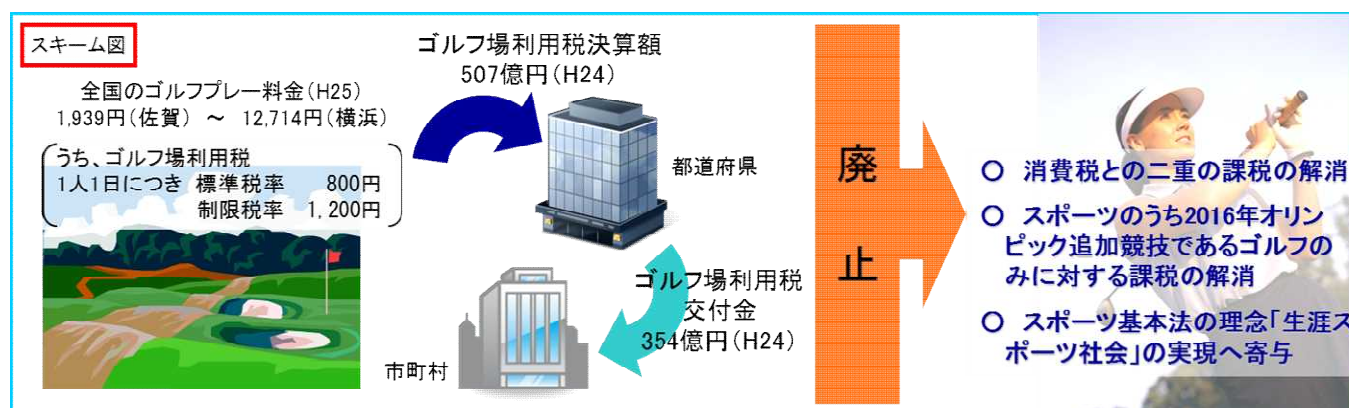
①新規事業に取り組む企業の活性化

＜主な関連施策＞

- ・ エンジェル税制の運用改善等によるベンチャー企業に対する投資環境整備や、研究開発税制の活用促進等による民間企業の研究開発投資・設備投資環境及び大学・公的研究機関・他企業との連携等を促進する環境の整備【経済産業省、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省】

(3) ゴルフ場利用税の廃止（拡充） 【ゴルフ場利用税】

平成 23 年に成立・施行されたスポーツ基本法により生涯スポーツ社会の実現が理念として規定されたことを踏まえ、国民スポーツ、生涯スポーツとして国民に広く親しまれ、また、2016 年リオデジャネイロオリンピックでの追加競技でもあるゴルフをプレーする際に課税されるゴルフ場利用税を廃止する。



※現状、18 歳未満の者、70 歳以上の者、障害者がゴルフ場を利用する場合等にはゴルフ場利用税が非課税となっている。

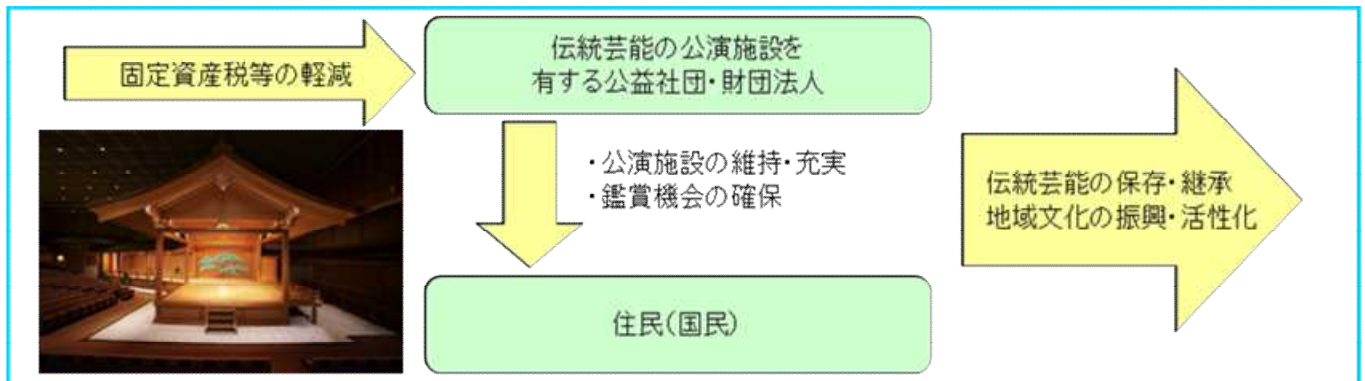
参 考 スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）（抜粋）

（基本理念）

第 2 条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

(4) 公益社団・財団法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設等に係る固定資産税等の特例措置の拡充 【固定資産税等】

公益社団・財団法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設(能楽堂)等に係る固定資産税、不動産取得税、都市計画税の軽減措置(課税標準2分の1)については、平成26年度末までの時限措置(2年)となっているところ、措置の恒久化を図る。

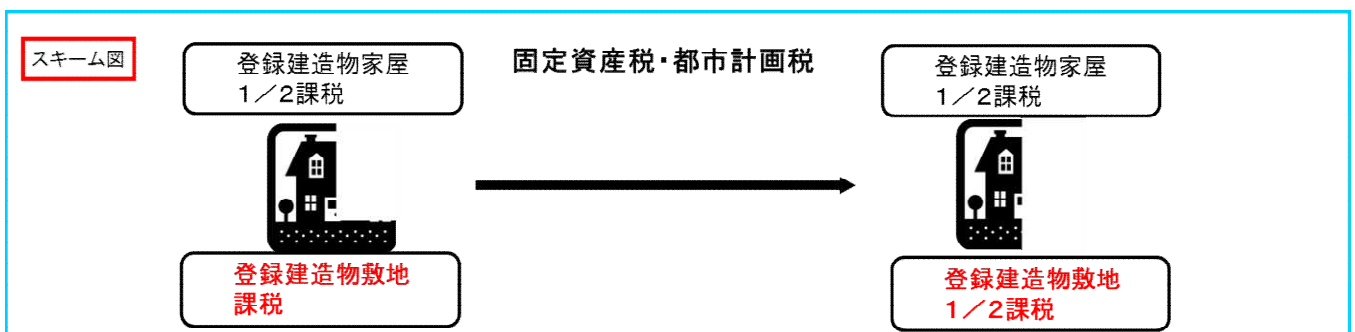


参 考 『劇場、音楽堂等の活性化に関する法律』(平成24年法律第49号)

第9条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(5) 登録有形文化財である家屋の敷地に係る課税標準の特例措置の拡充 【固定資産税等】

登録有形文化財である家屋については、固定資産税、都市計画税を2分の1に軽減する措置がなされているが、その対象を家屋の敷地にも拡充する。



※（４）・（５）共通

参 考 経済財政運営と改革の基本方針 2014 ～デフレから好循環拡大へ～（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）

2. 経済再生の進展に向けた基本的方向性

第 2 章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題

1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮

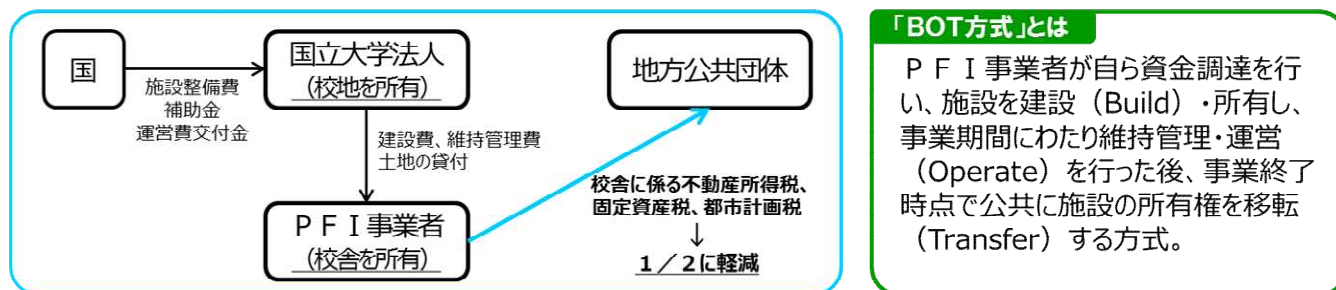
（２）教育再生の実行とスポーツ・文化芸術の振興

（スポーツ・文化芸術の振興）

また、文化芸術立国を目指し、地方公共団体や民間団体等、文化芸術の振興に取り組む様々な主体との適切な連携の下、観光等の分野との協働や産業振興等の視点も踏まえつつ、「日本遺産（Japan Heritage）」など魅力ある日本文化の発信、子どもの文化芸術体験機会の確保、国立文化施設の機能強化、文化芸術の担い手の育成、文化財の保存・活用・継承等に取り組む。

（６）PFI 法に規定する選定事業者が取得する国立大学の校舎に係る課税標準の特例措置の延長 【固定資産税等】

国立大学法人の施設設備に係る PFI 事業（BOT 方式）の選定事業者が、政府の補助を受けて選定事業により整備する校舎に係る固定資産税、不動産取得税、都市計画税については、平成 27 年 3 月 31 日までは課税標準を 2 分の 1 とする措置がなされているが、その期限を平成 32 年 3 月 31 日まで延長する。



参 考 「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン」（平成 25 年 6 月 6 日 民間資金等活用事業推進会議決定）（抜粋）

3 目標及び具体的取組

上記の考え方を踏まえ、民間と地域の双方にとって魅力的な PPP/PFI 事業として、今後 10 年間（平成 25～34 年）で 12 兆円規模に及ぶ下記の類型による事業を重点的に推進することとし、目指す類型ごとの事業規模及びその推進のための具体的取組は、下記のとおりとする。

- （１）公共施設等運営権制度を活用した PFI 事業：2～3 兆円
- （２）収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収する PFI 事業等：3～4 兆円
- （３）公的不動産の有効活用など民間の提案を活かした PPP 事業：2 兆円
- （４）その他の事業類型：3 兆円

3. その他

(1) 独立行政法人の組織見直しに伴う税制上の所要の措置等（新設） 【法人税等】

（独）大学評価・学位授与機構と（独）国立大学財務・経営センターの統合、（独）日本原子力研究開発機構の組織見直し及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構の設立に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。また、被用者年金一元化等に伴い、日本私立学校振興・共済事業団に係る税制上の所要の措置を講ずる。